

令和5年度 物価高騰に対する支援一覧と進捗状況（12月1日時点）

(担当課)

燃	農業	施設園芸セーフティネット構築事業【国】 詳細はこちら↓ https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/kaki/220427.html	燃油価格が基準を超えた場合、生産者と国(1:1)による積立金から補てん金を交付 ◆補てん金:補てん単価×当月燃油購入数量の70%(※価格急騰時は100%) ※補てん単価=当月平均単価-発動基準単価(R4=81.6円)	園芸振興課 園芸企画班 097-506-3576
		農業水利施設省エネルギー化推進事業【県】 詳細はこちら↓ https://www.pref.otsu.jp/cite/nourinsuisan/nourinshisetsu/energy.html	電気料金高騰下における負担軽減を図るため、揚水機場等の農業水利施設において、省エネ化又はコスト削減に取り組む土地改良区に対し、支援金を交付する。 ◆支援金:R5年度における電力料金高騰分の7割に相当する金額	農村基盤整備課 水利整備班 097-506-3715
油	林業	しいたけ増産体制整備総合対策事業【県】 詳細はこちら↓ https://www.pref.otsu.jp/cite/nourinsuisan/koufutsaidoku-dekui.html	省エネ型エアコンの導入に対して、緊急的に従来の補助率をかさ上げして支援 ◆支援対象:菌床しいたけ栽培施設用省エネ型エアコン ※採択要件(菌床数等)があるため、詳細は担当課までお問い合わせ下さい	林産振興室 椎茸振興班 097-506-3838
		しいたけ生産資材高騰対策事業【国】	生産に必要な資材購入費の一部を支援(価格上昇分の1/2) ◆支援対象:種駒、種菌、菌床ブロック等	林産振興室 椎茸振興班 097-506-3838
電	水産	漁業経営セーフティネット構築事業【国】 詳細はこちら↓ https://www.ifa.maff.go.jp/1/kikaku/net/	四半期毎の平均原油価格が基準を超えた場合、生産者と国による積立金から補てん金を交付 ◆補てん金:補てん単価×当該四半期の購入実績数量 ※補てん単価=当該四半期平均原油価格-補てん基準価格	水産振興課 資源管理班 097-506-3955
		水産業競争力強化緊急事業【国】 詳細はこちら↓ https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r3hosei_pr19.pdf	生産性の向上、省力・省コストに資する漁業用機器等の導入を支援 ◆支援対象:漁船用エンジン、揚網機、魚群探知機等	水産振興課 振興班 097-506-3953
		漁業燃油価格高騰緊急対策事業【県・6月補正】 詳細はこちら↓ https://www.pref.otsu.jp/cite/nourinsuisan/suisanmenutaisaku.html	省エネ型エンジンの導入に対して、緊急的に従来の補助率をかさ上げして支援 ◆支援対象:燃油削減に資する漁船用エンジン及びその設置費	水産振興課 振興班 097-506-3953
		陸上養殖業省エネルギー化緊急支援事業【県・12月補正】 詳細はこちら↓ https://www.pref.otsu.jp/cite/nourinsuisan/suisanmenutaisaku.html	電気料金高騰下におけるヒラメ等の陸上養殖業者の経営安定を図るため、省エネにつながる酸素発生器の導入を支援する。	水産振興課 振興班 097-506-3953
		化学肥料低減定着対策事業【国】 詳細はこちら↓ https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/siza/s_hiryo/measures.html	中町村寺から構成される地域協議会に対して、化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組の定着を図るための地域の取組を支援 ◆支援対象:取組に必要な掛かり増し経費の1/2(地域協議会あたり上限500万円)	地域農業振興課 安全農業班 097-506-3664
耕畜連携堆肥活用推進事業【県・12月補正】 詳細はこちら↓ https://www.pref.otsu.jp/cite/nourinsuisan/kouhuhureikai-taihi.html	県域での堆肥流通を促進するため、施設整備や堆肥の導入等を支援 ◆支援対象:堆肥の活用に必要な経費(ねぎ、麦以外) 土壌診断、堆肥の購入・運搬・散布代行委託 堆肥の高品質化設備・散布機械等の整備	地域農業振興課 安全農業班 097-506-3663		
飼	畜産	配合飼料価格安定制度【国】 詳細はこちら↓ https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/in/1/siryo/haigou/	配合飼料輸入原材料価格が基準を超えた場合、生産者と飼料メーカー、国と飼料メーカーによる積立金から補てん金を交付。令和5年度第1四半期以降の対策として、飼料コストの急増を段階的に抑制する「緊急補填」(新たな特例)を制度内に設置。 ◆補てん金:輸入原材料価格が直近1年間の平均金額を上回った場合の差額 ◆緊急補填:輸入原材料価格が直近2.5年間の平均金額を上回った場合の差額 補填額の上限を設定(前四半期の3/4)	畜産技術室 酪農・飼料班 097-506-3683
		漁業経営セーフティネット構築事業【国】 詳細はこちら↓ https://www.ifa.maff.go.jp/1/kikaku/net/	四半期毎の配合飼料価格が基準を超えた場合、生産者と国による積立金から補てん金を交付 ◆補てん金:補てん単価×当該四半期の配合飼料購入数量 ※補てん単価=当該四半期平均配合飼料価格-補てん基準価格	水産振興課 振興班 097-506-3953

令和5年度 物価高騰に対する支援一覧と進捗状況（12月1日時点）

(担当課)

そ の 他	農林 水産	農林漁業セーフティネット 資金【国】 詳細はこちら↓ https://www.maff.go.jp/j/g/biki/yusi/06/1_0603.html	・低利融資による支援（対象：農林漁業者） > 償還期間15年以内（うち据置期間3年以内） 貸付限度額一般6百万円（特認：年間経費1/2又は粗収入1/2の低い額） （※既存の限度額とは別枠で措置）	団体指導・金融課 管理・金融班 097-506-3610
	農業	農業経営基盤強化資金 【国】 詳細はこちら↓ https://www.maff.go.jp/j/g/biki/yusi/06/1_0602.html	・低利融資による支援（対象：認定農業者等） > 償還期間25年以内（うち据置期間10年以内） 貸付限度額 個人3億円、法人10億円	団体指導・金融課 管理・金融班 097-506-3610
	農業	農業近代化資金【国】 詳細はこちら↓ https://www.maff.go.jp/j/g/biki/yusi/06/1_0603.html	・低利融資による支援（対象：認定農業者等） > 償還期間15年以内（うち据置期間7年以内） 貸付限度額 個人18百万円、法人2億円	団体指導・金融課 管理・金融班 097-506-3610
	水産	漁業近代化資金【国】 詳細はこちら↓ https://www.fa.maff.go.jp/j/keisai/kinyuu/gvokin/gvokin.html	・低利融資による支援（対象：養殖漁業者） > 償還期間5年以内（うち据置期間2年以内） 貸付限度額 個人90百万円、360百万円	団体指導・金融課 管理・金融班 097-506-3610